

都城市立西小学校いじめ防止基本方針

平成30年6月1日
都城市立西小学校

はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「都城市立西小学校いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	1
(1)	いじめの防止	1
(2)	いじめへの早期発見	1
(3)	いじめの対処	1
(4)	地域・家庭・関係機関との連携	1
第2	学校におけるいじめの防止等に関する事項	
1	いじめの防止等の対策のための組織	2
2	児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進	2
3	いじめの防止等に関する措置	2
(1)	アンケート調査や教育相談の実施	2
(2)	いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応	2
(3)	加害者や傍観者に対する支援	3
(4)	学校を離れた場所での教育活動における指導の充実	4
(5)	いじめの解消となる二つの要件	4
4	その他の留意事項	5
(1)	校長のリーダーシップによる対応	5
(2)	道徳教育や人権教育の充実	5
(3)	インターネット上のいじめへの対策	5
(4)	SCやSSW等の専門家の積極的な活用	5
(5)	校内のいじめ相談窓口の設置	6
(6)	都城市ならではの取組の充実	6
5	重大事態への対処	6
(1)	重大事態の意味や具体例	6
(2)	重大事態への対処	6
第3	その他の事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	6
2	ホームページ等での公開	6
第4	参考資料	
資料1	学校いじめ防止プログラム	7
資料2	学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント	8
資料3	いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン	12
資料4	教室や家庭でのいじめのサイン	13
資料5	いじめに対する措置	14
資料6	いじめの対応メモ	15

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

（「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一扫を目指します。

（1） いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組や関係者が一体となった継続的な取組が大事であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、「いじめは決して許さない」ことを発達段階に応じて指導し、自己有用感・自己肯定感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

（2） いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見、及び認知し、早期の対応に努めます。

（3） いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保し、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

（4） 地域・家庭・関係機関との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA、地域との連携促進や、学校運営協議会を活用し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。また、いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、関係機関と連携を図り、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

- 教育委員会との連携
 - ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・ 関係機関との調整
- 警察との連携
 - ・ 生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・ 犯罪等の違法行為がある場合

- 福祉関係との連携
 - ・ スクールソーシャルワーカーの活用（教育委員会への依頼）
 - ・ 家庭の養育に関する指導・助言
 - ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握
- 医療機関との連携
 - ・ 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療、指導・助言

第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「ハートフル委員会」を設置します。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

また、月に1回程度、「心のアンケート」を実施し、児童の実態把握に努め、職員がいじめ問題に対する意識の向上を図っていきます。

【構成員】

校長、教頭、教務、心の教育部長、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、該当児童学級担任、必要に応じて関係機関。

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件やいじめ解消の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進

望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を、年間を通じて設けます。

- 異学年交流会の実施
- 学級活動での話し合い活動の実施
- 縦割り清掃活動の実施
- ボランティア活動の推進
- 児童会による表現集会や運動会など学校行事の企画や運営

3 いじめの防止等に関する措置

本校では、いじめ防止のために学校長を中心とした「ハートフル委員会」の設置や、「心のアンケート」（月1回）等を実施し、全職員が一致協力し、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応に当たります。

(1) アンケート調査や教育相談の実施

- いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
 - ・ 「心のアンケート」（学校独自のアンケート）の実施
 - ・ 県下一斉のアンケートの実施
- 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、朝の活動「学級の時間」や放課後（月曜日）を活用した教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。
- ハートフル委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
 - ・ 職員会議での情報の共有
 - ・ 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - ・ 過去のいじめ事例の蓄積

(2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚を捨て、その時、その場で、いじめ行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（ハートフル委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた管理職及び生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はハートフル委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにハートフル委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が都城市教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、ハートフル委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、都城市教育委員会及び警察等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時ハートフル委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、ハートフル委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- ハートフル委員会の職員や学年職員と連携して、組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

(3) 加害者や傍観者に対する支援

- 加害者や傍観者への指導及び支援に当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめた児童への指導又はその保護者への指導

【いじめた児童への指導】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(4) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実

学校を離れた場所での教育活動（宿泊学習や修学旅行など）を行う場合、学級担任や養護教諭等が事前調査やアンケート、教育相談等を行い、悩み事や心配事の把握と解消、円滑なグループ作りに役立ちます。

(5) いじめの解消となる二つの要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これら二つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、都城市教育委員会又ハートフル委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視

し、期間が経過した段階で判断を行います。

行為が止んでいない場合は、相当の期間を設定して状況を注視します。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。ハートフル委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行します。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察します。

4 その他の留意事項

(1) 校長のリーダーシップによる対応

本校において校長が積極的にリーダーシップを発揮し、いじめの防止等に関する取組を組織的・計画的に行えるよう、必要な指導・助言を職員に行います。

全ての職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるようにするとともに、いじめが起こらない学校をつくるための人権教育の教育内容・実践方法等についての研修の充実を図ります。また、生徒指導事例研修や県版生徒指導資料等を参考に、職員の研修の充実を通して、職員の資質の向上を図ります。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

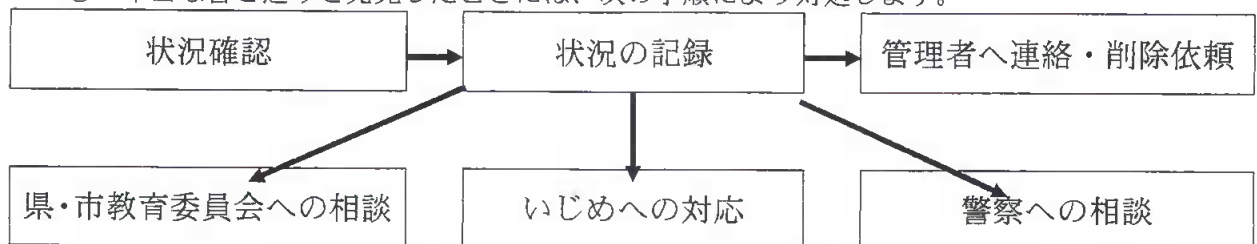
教科、特別の教科道徳、学級活動等の時間を中心として、道徳教育や人権教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

- 教科や特別の教科道徳、学級活動等を中心とした道徳教育や人権教育の時間設定
- 道徳教育や人権教育に関する職員研修を実施します。

(3) インターネット上のいじめへの対策

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
(都城市小中一貫教育西ブロック徳育部会作成)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。
- 被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



(4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を実施していきます。

(5) 校内のいじめ相談窓口の設置

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、電話相談窓口（全職員）の周知により、地域、家庭と連携して児童を見守ります。

(6) 都城市ならではの取組の充実

都城市ならではの「命の大切さを考える日」の取組や「地区別学校人権教育研修会」の充実に努め、いじめの未然防止やその啓発を推進します。

- 月1回の「命の大切さを考える日」を設定し、全児童・全職員で命の大切さについて考えます。
- 年度初め、職員に「命の大切さを考える日」の意義、目的を周知します。
- 年1回の地区別学校人権教育研修会を実施し、職員の人権感覚を磨き、いじめの未然防止、啓発に努めます。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味や具体例

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が都城市教育委員会に報告します。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態への対処

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものと捉え、都城教育委員会に報告し、調査等に当たります。また、都城市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他の事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県及び市の動向等を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

2 ホームページ等での公開

学校のいじめ防止基本方針について、ホームページ上で公表します。

第4 参考資料
資料1

都城市立西小学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	児童が主体となった活動	特別の教科道徳や特別活動総合的な学習の時間	職員研修	アンケートや教育相談等	ハートフル委員会 (いじめ不登校対策委員会等)		
4	対面式・地区集会	児童が主体となった活動	年間計画に基づく人権教育や情報モラル教育	学校基本方針の確認と目標の共有	命の大切さを考える日	毎週火曜日に学年会を実施し、学年内でのいじめの状況について学年で情報共有	PTA総会 (基本方針の説明) 参観日 (参観授業・懇談会)	計画・目標作成
5			年間計画に基づく人権教育や情報モラル教育		心のアンケート 命の大切さを考える日	↓		
6	表現集会 さくら聴覚支援 学校1日交流会 (全児童) 平日交流会(3年生)	さくら聴覚支援学校との対面式・交流会	年間計画に基づく人権教育や情報モラル教育		心のアンケート 命の大切さを考える日	月1回のハートフル委員会 で各学年のいじめの状況を報告し、組織的対応について協議	(参観授業・懇談会) 学校通信でのいじめ防止活動報告	
7			年間計画に基づく人権教育や情報モラル教育	人権教育研修	命の大切さを考える日			
8			年間計画に基づく人権教育や情報モラル教育	小中一貫教育研修	命の大切さを考える日	※緊急の事案については随時対策委員会を開催	民生委員、児童委員との情報交換 参観日(参観授業・懇談会)	
9	秋季人運動会	運動会での絆づくり(児童役員活動)	年間計画に基づく人権教育や情報モラル教育					
10	オープンスクール 地域学習	清風園訪問(3年生)	年間計画に基づく人権教育や情報モラル教育		心のアンケート 命の大切さを考える日	※アンケートの分析、取組の改善原案作成	オープンスクール 地域学習	
11	いのち・性に関する講話 表現集会		年間計画に基づく人権教育や情報モラル教育	小中一貫教育研修	心のアンケート 命の大切さを考える日	※県のいじめアンケート 追跡調査・報告	学校教育について保護者アンケート	保護者・地域アンケートの分析
12	表現集会	異学年交流会 小規模校との交流	年間計画に基づく人権教育や情報モラル教育		県いじめアンケート		持久走大会 学校通信でのいじめ防止活動報告 民生委員、児童委員との情報交換	
1	校内人権週間		年間計画に基づく人権教育や情報モラル教育	小中一貫教育研修	心のアンケート 命の大切さを考える日		参観日(人権教育参観授業・懇談会)	評価と取組の改善
2		なわとび集会	年間計画に基づく人権教育や情報モラル教育		心のアンケート 命の大切さを考える日		参観日(参観授業・懇談会)	年間評価
3		6年生を送る会 地域の方への感謝集会	年間計画に基づく人権教育や情報モラル教育	今年度の反省と次年度取組事項の協議	心のアンケート 命の大切さを考える日		民生委員、児童委員との情報交換	次年度計画作成

資料 2

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

- 都城市立西小学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針「都城市立西小学校いじめ防止基本方針」を定める
- 複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織「ハートフル委員会」を設ける
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応
 - ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにハートフル委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

《生徒指導主事》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

《生徒指導主事》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する

《管理職》

- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

(3) いじめに対する措置

※別資料：「いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）と連動

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

《「いじめの防止等の対策のための組織」(以下、「組織」という)》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた児童や、いじめた児童への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつことが必要
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

③-A 児童への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた児童に対応する教員》

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

《いじめた児童に対応する教員》

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を

活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る

- ・ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

資料 3

いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	給食にいたずらをされる。 給食時にグループを作る際、周囲の机と離されている。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で日直・当番活動の準備、片付けをしている。

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

資料 4

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

